

項目	地域	播磨町（開発指導要綱）	
適用範囲		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画法第29条（昭和43年法律第100号）の規定による許可を要する開発行為</li> <li>2. 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路を築造する開発行為</li> <li>3. 計画住宅戸数が5以上の建築行為（単身者住宅は、2戸をもって1戸とする。）</li> <li>4. 隣接する他の事業が、開発事業者及び土地所有者等の関係から関連した一連の事業と認められる特別な理由があり、この要綱の適用される規模となる場合（3年以内に継続又は断続して行う場合も含む。）</li> <li>5. 中高層建築物の建築行為</li> <li>6. その他、町長が必要と認めた場合</li> </ol>	
宅地事業計画		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一区画面積は、原則として130㎡以上</li> <li>2. 130㎡以上が困難な場合は100㎡以上で別途協議する。</li> </ol>	
協議・協定		開発事業をしようとするときは、あらかじめ、町長と協議すること。	
公共・公益施設の負担			
公共・公益施設	道路	町の道路計画に適合すること。	
	公園	開発事業区域面積3,000㎡以上の場合は3%以上の公園緑地等を設置すること。	
	上・下水道	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町水道事業施設からの給水は事前に町と協議すること。</li> <li>2. 排水施設は町の排水計画に適合するものとし、開発事業区域のみでなく集水区域全体の流水も勘案すること。</li> <li>3. 排水を河川、水路に放流する場合は事前に、当該河川、水路の管理者及び用水利用者と協議すること。</li> </ol>	
	消防施設	開発事業区域内に必要な消防水利施設を町と協議して整備すること。	
	教育施設	小学校	
		中学校	
		幼稚園 保育園	
し尿処理施設	水洗方式による浄化槽の処理水を河川、水路に放流する場合は、事前に河川、水路の管理者及び用水利用者と協議すること。		
公害対策		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電波障害が生ずるおそれがある場合は、あらかじめ調査し適切な措置を講ずること。</li> <li>2. 障害が生じた場合は、開発事業を中止し、その原因の除去につとめ、被害の補償について責任を負うこと。</li> </ol>	
文化財の保護		文化財保護法（昭和25年法律第214号）、第57条の2に定めるもののほか、埋蔵文化財が発見された場合は、事業を中止し、町教育委員会に届け出ること。	
その他の措置		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ごみの集積場を設置すること。</li> <li>2. 駐車場、若しくは駐車可能な空地を確保すること。</li> </ol>	
施行改正年月日		昭和61年 4月 1日施行 平成26年10月 1日改正	